

## 山形県山岳連盟指導員会規程

(設置)

第1条 本会は、山形県山岳連盟規約第18条第3項により設置する。

(名称)

第2条 本会は山形県山岳連盟指導員会（以下「指導員会」という。）という。

(会員)

第3条 本会連盟所属の日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（山岳・スポーツクライミング）及び、日本山岳・スポーツクライミング協会公認コーチ並びに自然保護指導員（以下「指導員等」という。）を以って会員とする。

2 会員の定義は、日本スポーツ協会より資格認定書が本連盟に届いたとき及び入会希望があった場合に会員となり、日本スポーツ協会指導者マイページで辞退届の手続きをしたとき、更新の意思がなく本人から退会の届があった場合、又は、何らかの理由により本連盟の会員でなくなったときに退会とする。

(目的)

第4条 本会は、連盟加盟団体及び一般登山者に対して登山技術の指導と普及に努め、登山道徳の向上と自然保護の啓蒙並びに遭難防止を図るとともに、指導員として資質の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 登山道徳や技術の向上を図るための要請により指導員を派遣すること。
- (2) 各指導員を対象とした研修会、講習会を開催すること。
- (3) その他必要な事業。

(役員及び部員)

第6条 本会に次の役員及び委員を置く。

- (1) 指導員会委員長 1名
- (2) 指導員会副委員長 若干名
- (3) 指導員会委員 若干名（専門部員は以下「委員」という）

(役員の選出)

第7条 本会の役員及び部員の選出は次による。

2 委員長は、連盟規約第8条による『登山部長』を以ってあて、副委員長は委員長が推薦し会長の承認を得る。委員は委員長の委嘱による。

(任期)

第8条 本会役員の任期は2年とし、山形県山岳連盟の会計年度の属する期間とする。

(役員の任務)

第9条 指導員会委員長は本会を代表する。

- 2 指導員会副委員長は、委員長を補佐し事故あるときはこれを代行する。
- 3 指導員会委員は、委員長の命を受け事業の企画運営、及び本会事務を処理する。

(事務局)

第10条 本会に事務局を設ける。事務局長及び事務局員は委員長の委嘱による。

(経費)

第 11 条 本会の経費は連盟会計からの支弁、その他の収入とする。

2 本会の会員は、一人年額2,000円を連盟に納入する。ただし、資格が2以上ある場合も一人2,000円とする。

3 本会の会計年度は連盟会計に準ずる。

(規程の改廃)

第 12 条 本規程の改廃は、常任理事会の議決による。

附 則

(1) 平成 7年 5月14日より施行する規程を廃止する。

(2) この規程は、平成22年 4月 1日より施行する。

(3) この規程は、平成31年 3月16日より施行する。

(4) この規程は、令和 3年 3月20日より施行する。